

さいたま家庭裁判所委員会議事概要（第26回）

1 日 時

平成25年5月24日（金） 午後1時30分から午後3時30分

2 場 所

さいたま家庭裁判所大会議室（C棟5階）

3 出席者（委員長を含め委員13名，説明者等8名）

委員長	井 上 哲 男
委 員	稲 野 幸 子
同	井 原 徹 太
同	大 澤 一 司
同	大 谷 富 夫
同	春 日 完 和
同	幸 島 聡
同	佐 藤 光 代
同	澤 崎 俊 之
同	城 口 美 恵 子
同	大 工 強
同	茂 木 泰 和
同	山 田 和 則

[欠席者 木幡和夫委員，山岡 創委員]

説明者	佐 藤 千 裕（さいたま家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）
同	高 瀬 和 久（同 少年首席書記官）
同	市 村 彰（同 次席家庭裁判所調査官）
同	牧 田 洋 一（同 主任家庭裁判所調査官）
事務局	吉 井 良 一（さいたま家庭裁判所事務局長）
同	中 儀 昌 宏（同 事務局次長）
同	橋 爪 智 子（同 総務課長）
同	荒 川 岳 央（同 総務課課長補佐）

4 議事概要

開会宣言

□ 新任委員自己紹介（幸島委員，山田委員）

□ 委員長代理の指名

稲野委員を委員長代理に指名

□ テーマの協議等

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

ア 委員より発表「調停のすすめ方－家事調停の面接技法－」について

○ 委員より「調停のすすめ方－家事調停の面接技法－」について発表

○ 長年の実務経験に照らすと，家庭生活や社会生活で深刻な争いが起きた場合，関わりを持つ人のコミュニケーションのあり様に問題の要因があり，また，そうした状況から回復していく鍵も，コミュニケーションの持ち方によることになると考えている。

○ 【調停制度を支えている基本理念】は，「人は，人との関係（対話）によって，内在する課題解決能力を高め得る存在である。」ことである。調停においては，調停委員と当事者間でどのようなコミュニケーションが成り立つかが調停技法の課題であり，調停成立の要点である。

○ 【調停制度の意義】は，「当事者の主体的判断により，対立する問題の自主的・実質的解決を図る。」ことである。お互いが自主的に歩み寄って合意したことは，双方の心に受け入れられ，将来にわたって，日常生活に定着するということ，つまり解決内容が，心に残る，しっかり落ち着くことになる。

○ 【調停に携わる基本的な心構え】としては，「担当する調停について，『なぜ調停に持ち込まれたのか。』，具体的事実（客観的・心理的事実）を理解しようとする誠実な態度で向き合う。」ことである。この誠実さは，調停委員と当事者との間の信頼関係であり，この信頼関係を通して，調停が円滑に進行していくと考えている。

○ 【当事者の心理】を理解しておくことが，とりわけ調停事件では必要である。人間の精神活動は「知（性）・（感）情・意（思）」に分けられる。家事事件の当事者は，絆が薄くなったり壊れてしまった反動から激しく感情優位の状態にある。調停委員としては，物事を冷静に，理性的，合理的に考えられる状態に持っていく努力が必要である。また，司法機関に対する期待として，自分の気持ちや立場をわかってもらいたいという支持欲求の心理を強く持っている。更に，相手方は，「相手方」という立場になったことによって，調停委員の言動に敏感になっている。

○ この理解を踏まえ，【当事者心理を考慮した面接技法】が大切なことであり必要となってくる。感情優位の心理状態にあるとき，事実関係に論理的に理詰め働きかけたり，説得しても成果は得られない。受容的（傾聴し理解しようとする）対話によって感情優位の状態の緩和が進むと，その次に説得的働きかけによって，自己洞察（自己理解）が期待できる。このような気づきによって，自己理解が進み，自己及び対立状況を客観視できるように変化をしていくということになる。

- 自己理解が進む（自己及び対立状況を客観視できるようになる）ことにより、争いを調停手続で解決しようとする機運が芽生える。同席調停が可能となるのは、それ以降である。
- 私なりにずっと心掛けてきたことは、心理的事実は、「なぜ」、「どうして」という言葉を使わずに、「なぜなのか」を理解しようとする姿勢、当事者との向き合い方について、常に心に置くことである。これにより、面接の技法は高まってくると思っている。
- 今まで説明したこととは別に、精神疾患のある当事者に対する向き合い方について問題意識を持っている。調停委員一人の力量ではなく、家裁調査官の助言や調停委員会の評議などを経て、できるだけがんばりすぎずに、調停の方向性を見極めていくことをしなければ、問題が大きくなったり、深くなったりしてしまうこともあると考えている。
- 当事者と調停委員との間で信頼関係を持ってもらうためには、出来るだけ丁寧に話を聞くことで気持ちが落ち着き、調停委員の客観的な質問や相手方の言っている話についてどう思っているか、など、ある程度会話が出来るとなるといえることか。
- そのとおりである。相手方の立場に立った当事者には、「自分の気持ちを分かってくれよ。」と思っていることに対して、「分かっていますよ。」というメッセージを伝えることで、気持ちの落ち着きが芽生えてくることになる。まくしたてる申立人には、時間に限りがあることと、更にまた次回にお話を伺うので、考えを整理して次回に臨むようにと伝えている。

イ 本日のテーマ「少年事件における家庭裁判所の役割」

- テーマについて趣旨説明
- 少年事件における家庭裁判所の役割
 - 少年審判の概略について説明。家庭裁判所で取り扱う少年の非行事件を「少年保護事件」といい、その事件の審理手続を「少年審判手続」という。警察又は検察庁から事件が送致されるが、検察官及び警察は、「犯罪の嫌疑がある事件は、全て家庭裁判所に送致する。」という全件送致主義がとられている。
 - 少年事件の対象は、①罪を犯した14歳以上20歳未満の少年（犯罪少年）の事件、②刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為の時14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年（触法少年）の事件、③20歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来犯罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）の事件である。
 - 観護措置は、家庭裁判所は事件を受理したとき、少年を鑑別所に收容することである。少年鑑別所は、科学的な検査・鑑別の設備がある法務省の施設で、少年の処分を適切に決めるために、医学、心理学等の専門知識に基づいた検査等を行っている。
 - 家庭裁判所は、罪を犯した少年などに過ちを自覚させ、更生させることを目的として、少年の調査、審判を行い、処分を決定する。

- 試験観察とは、少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合、当分の間、家庭裁判所調査官が助言や指導を与えながら少年の生活ぶりや行動を観察するものである。その結果も踏まえて、最終処分を決めるための審判が開かれる。
- 審判は、少年が本当に非行を犯したかどうかを確認した上、非行の内容や個々の少年の抱える問題性に応じた適正な処分を選択するための手続である。審判の過程そのものが、少年の再非行防止に向けた教育的機能を果たすことになるので、少年に対し非行の重大性や自分の問題点などを理解させて反省を深めさせる必要がある。しかし、少年はその年齢や性格によって理解する力が異なるので、各裁判官は、分かりやすく丁寧に論したり、厳しくしかったりして、非行の内容や少年に応じた工夫をしている。
- また、審判は、適正な処遇選択を目指しているので、少年の抱える問題点を的確に把握する必要がある。そのため、各裁判官は、少年や保護者に対し、非行の動機・態様、被害者への反省の気持ちなどはもちろん、少年の生育歴、家族の関係、学校・職場での状況など、プライバシーに関わる問題などについても自発的な発言を促し、その詳細を明らかにする必要がある。このように、少年や保護者などから、プライバシーに関わる事項も含め率直な発言が必要とされるので、原則として非公開手続で行われる。裁判官は審判において、少年が再び非行を犯さないで更生するにはどのような手当てが必要かということ十分に考えて、最終的な処分を決定する。
- 裁判官は、調査や審判の結果に基づいて少年の処分を決定する。処分には、少年を保護観察所の指導、監督にゆだねるもの（保護観察）や少年院で指導や訓練を受けさせるもの（少年院送致）などがある。また、少年に刑罰を科すのが相当なときは、事件を検察官に送り、刑事裁判の手続に移す場合もある（検察官送致）。

また、家庭裁判所の教育的な働きかけによって再非行のおそれがないと見込まれるときには、上記のような処分をしない場合もある（不処分）。

非行があるとされる少年について、非行事実の有無を確定し、非行のある少年に対しては、その性格、環境等確かめ、少年の問題点に応じて、あやまちを自覚させ更生させることを目的として、実務上「保護的措置」と呼ばれる種々の教育的働きかけを行ったことで終わらせるか、保護処分とするか、成人と同じ刑事処分とするのが相当かを選択するというものである。

- 家庭裁判所が行う処分には、審判不開始、不処分、保護処分、検察官送致、知事又は児童相談所長送致の5種類がある。

審判不開始

軽微な事件であって調査等における教育的な働きかけだけで十分な場合には、審判を開始せずに調査のみを行って調査のみを行って事件を終わらせることである。

不処分

非行事実が認められないときや、保護処分にするまでの必要性がないときに行

う「保護処分につさない。」旨の決定を行う。この決定を、不処分決定と呼んでいる。

□ 保護処分

少年の性格の矯正，環境の調整を目的として行われる少年法上の処分で，次の3種類がある。

ア 保護観察

少年を社会の中に置いたまま，保護観察所の行う指導監督により改善更生を図ろうとするものである。

イ 児童自立支援施設等送致

児童福祉法上の支援を行うことを目的として設けられている児童自立支援施設や児童養護施設に送致するものである。これらの施設は，家庭的な環境の中で少年を指導する開放的なところである。

ウ 少年院送致

少年を少年院に収容して，矯正教育を行うものである。

□ 検察官送致

成人と同様の手続による刑事裁判を受けさせるために事件を検察官に送致するもので，刑事処分相当の場合と年齢超過による場合とがある。

□ 児童相談所長送致

児童福祉法に基づく措置が相当と認められるときにとられる措置である。

- 中学生の暴力事件について，まず統計から見る中学生の粗暴非行を説明。今回，話題の一つの柱となっている中学生のいじめであるが，説明者自身は，昨今報道されているような「いじめ」による自殺の原因として暴行や恐喝が立件された事件を扱った経験はこれまでない。身柄付送致事件では，「いじめ」への反撃としての大きな傷害事件が来ることがあるが，その他は在宅で中学同級生に対する暴行や恐喝事件を扱う中で，「いじめ」の気配をかぎ取ることがあるのみであった。
- 少年自身からは仲間と「肩パン」（肩パンチのこと）をしているとか，「金を借りた」と聞くことがあり，そうした行為は先生からは「いじめ」とみられているので，現実に「いじめ」は相当数あると感じている。しかし，「いじめ」被害者が服が破れたり怪我したりしても「自転車で転んだ」と親にでも被害を隠し，親まで伝わってもむしろ今後の報復を恐れて被害届出まで至らないことが多い。事件化されないまま，被害者が転校していったと聞くこともままある。
- 調査官が関わる中で，「いじめ」の気配を感じたなら，少年や親に「肩パン」や「借金」が「暴行」や「恐喝」事件なる可能性があることや，やられる身に立って考えるよう促し，学校に対して，学校内で少年と被害者が顔を合わせないようにするなどの配慮を求めている。こうした少年には，上位の不良集団からの恐喝や命令（「金

を回す」とか言われている)が動機となっていることもある。安心して通報できるよう、被害者を守っていく環境作りが望まれるところと感じている。なお、近頃の傷害事件では、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)への書き込みが原因となっていることが多く、時代の変化を感じる。

- 家庭裁判所調査官は、先の手続説明のとおり警察が捜査し検察がチェックして立件された事件について、少年、保護者、中学校に対して面接、心理テスト、書面照会、家庭や学校訪問といった方法で調査をし、教育的な働きかけをし、それへの反応を確認し、今後の見通しを踏まえて処分について検討して、裁判官に意見を提出するといった作業をしている。面接では適度な広さの個室で1対1で1時間半から2時間じっくり向き合っている。
- 最初に中学生に一般的に見られる特色を紹介する。
 - 初めての法律(少年審判手続、家庭裁判所)との出会いであり、法律や手続に対する知識が乏しい。
 - 心身の激変時期(思春期)である。
 - 言語能力や社会性が未熟である。
 - 中学校、家庭、友人との関係がせめぎ合う。
 - 本格的な地域不良集団への入り口である。
- 事例紹介
 - 身柄付き送致の上で、観護措置を経て保護観察で終結した事例
 - 在宅送致のまま、中学校及び児童相談所と連携して調査官による在宅試験観察をして一般短期保護観察で終結した事例(注)少年、保護者のプライバシーを保護するため、事例に加工を施した上、その概要のみを紹介した。
- 意見交換及び質疑応答
 - 中学生の特色として、法律や手続について知らないということについて改めてそのとおりと思うが、教育の現場では現在どのような内容でなされているのか。
 - 今、公民の教科書の中に模擬裁判をやってみようという項目が出来、さいたま地方検察庁でも中学や高校から要望があると出張して、裁判の流れを説明したり、授業用の簡単な記録もあるので、中学生たちが検察官役と弁護士役と裁判官役に分かれていろんな主張をしてみたり、それに関して評議をしてみたりしている。それを通して裁判の仕組みについて理解してもらうようになっている。
 - 最近とみに感じることは、少年は二十歳ということで線引きが出来ていた時代から大きく変わり、むしろ成人になった後も少年と同じようなアプローチをしなければならないのではないか、という気持ちを率直に持った。
 - 一般論になるが、日常的に接する場面が多い保護司の方々からは、本人よりも保護

者に対して「保護観察する」必要があると言われることが多い。今日の事例も、特異な事例ではなく、親も様々な問題をかかえ、離婚の問題や、子どもの養育の問題など、我々が想像するより遙かに深いところで苦勞されている面もあり、やはり、保護者の件は深い課題と思った。

- 保護観察所に来る対象少年は、中学校卒業以降が大変である。中学校を卒業して高校には行くのだが、「ゴールデンウィークまでは高校生」で、ゴールデンウィークを過ぎると行っているのか行っていないのか分からない状態になり、いつのまにか夏休みで「早いんです、卒業が。」という話を聞くことが多い。
- このこと自体にいいとか悪いとかを考えているのではなくて、むしろ1回は、高校を少し経験して中退し、再トライしていく子どももたくさんいるので、もっともっとそういったことが出来る環境作りをしていくことも、少年保護に携わる中で言っていく必要があるのではないかと強く思うようになった。

ウ 次回の意見発表について

今回に引き続き、次回も委員から見た家庭裁判所の運営等について自由に意見を述べてもらう枠を設けることとした。

エ 次回のテーマについて

今回は、「親の離婚と子どもへの配慮について」とのテーマで協議を行うこととした。

- 次回の日程調整
- 閉会宣言

5 次回の日程等

- 日 時 平成25年11月5日（火） 午後1時30分から（2時間程度）
- 場 所 さいたま家庭裁判所大会議室（C棟5階）